

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 開催要綱（案）

1. 目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の附則第10条の規定を踏まえ、令和5年11月からいわゆる3年ごと見直しに関する検討を開始し、令和6年6月に、当該時点における委員会の考え方をまとめた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表した。

中間整理の内容を踏まえ、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について、様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に、検討・整理を行うこととする。

2. 検討事項

- ・課徴金制度
- ・団体による差止請求制度及び被害回復制度
- ・その他（本検討会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）

3. 構成員等

別紙のとおり

4. 検討会の運営

- ・検討会に座長を置く。
- ・座長は、座長代理を指名することができる。
- ・検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。
- ・議事録については、案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- ・配布資料については原則公開する。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- ・座長が必要と認めるときは、構成員及び関係団体以外の者の出席を求めることができる。
- ・このほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 運営事務局

- ・検討会に係る運営事務は、個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室が行う。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
構成員等名簿

【構成員（五十音順）】

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
清水 涼子 個人情報保護委員会委員
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
若目田 光生 株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト

【関係団体（五十音順）】

主婦連合会
新経済連盟（一般社団法人）
全国消費者団体連絡会（一般社団法人）
全国消費生活相談員協会（公益社団法人）
日本 IT 団体連盟（一般社団法人）
日本経済団体連合会（一般社団法人）